

引 取 業 廃業等届出書  
フロン類回収業

年 月 日

広島市長

届出者 郵便番号  
住所  
氏名  
〔 法人にあつては、名称及び代表者の氏名 〕  
電話番号

年 月 日付け第

号で 登録 を受けた 引取業  
許可 フロン類回収業

の廃業等について、使用済自動車の再資源化等に関する法律 第48条  
第59条において準用する第48条

の規定により、届け出ます。

廃業等の理由	
--------	--

備考

- 1 この届出書は、廃業等の日から30日以内に提出すること。
- 2 届出する者は次のとおり
  - (1) 死亡した場合 その相続人
  - (2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
  - (3) 法人が破産により解散した場合 その破産管財人
  - (4) 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人
  - (5) その登録に係る(引取業/フロン類回収業)を廃止した場合 (引取業/フロン類回収業)であった個人又は(引取業/フロン類回収業)であった法人を代表する役員

注1 不要な文字は、消すこと。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。